

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース  
2023/7/3号 (No. 527)

=====

○ 法律・法規等

1. 国家市場監督管理総局、「知的財産権の濫用によって競争を排除・制限する行為の禁止に関する規定」を公表(国家市場監督管理総局公式サイト 2023年6月29日)
2. 浙江省、データ知的財産権に関する全国初の規範的文書を制定 7月1日より施行(国家知識産権網 2023年6月21日)
3. 安徽省宿州市、特定の地理的表示製品の保護を定めた初の地方法規を発布(中国保護知識産権網 2023年6月20日)

○ 中央政府の動き

1. 中国とベトナムが知的財産権保護などの交流協力に関する覚書を締結(国家市場監督管理総局公式サイト 2023年6月26日)
2. 中国国家知識産権局とロシア特許庁が PPH 試行プログラムを延長(国家知識産権網 2023年6月26日)
3. 国家知識産権局、澳門住民による特許出願の優先審査プログラム7月1日より開始(国家知識産権網 2023年6月25日)
4. 国家知識産権局申長雨局長が第16回五庁長官会合に出席(国家知識産権網 2023年6月22日)
5. 国家市場監督管理総局、信用回復の新施策を打ち出す 自己改正を奨励(国家市場監督管理総局公式サイト 2023年6月16日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 上海、イノベーションとビジネス環境最適化を推進する「実施方案」を策定(中国保護知識産権網 2023年6月20日)

【華南地域】

2. 広州でバイオ医薬分野の特許転化マッチングイベントが開催(中国知識産権资讯网 2023年6月26日)
3. 深センで国家級産業知的財産権運営センターが設立(中国保護知識産権網 2023年6月20日)

○ 司法関連の動き

1. 北京市検察院と知識産権局、知的財産保護強化の新たな作業ガイドラインを公表(最高人民検察院公式サイト 2023年6月22日)
2. 浙江省高級法院と国際商標協会が「ライブ配信における知財保護」シンポジウムを共催(中国保護知識産権網 2023年6月20日)

知識産権網 2023年6月21日)

3. 上海高級人民法院、国際的な知的財産保護高地を目指す取り組みを紹介(中国保護知識産権網 2023年6月21日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 国家市場監督管理総局、営業秘密侵害関連の不正競争典型的事件5件を公表(中国保護知識産権網 2023年6月28日)

【華南地域】

2. 広東省、知的財産権行政法執行の典型的事例を公表(中国知識産権资讯网 2023年6月29日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 「中国デジタルヒューマン知的財産権証拠保全プラットフォーム」が正式に稼働(中国保護知識産権網 2023年6月20日)

2. 中国インターネット協会、「高価値特許評価方法」団体規格を公表(中国知識産権资讯网 2023年6月19日)

○ 統計関連

1. 国家知識産権局、「デジタル経済核心産業専利統計分析報告書 2023」を公表(中国知識産権资讯网 2023年6月21日)

○ その他知財関連

1. グローバルデジタル経済大会で「知財とデジタル経済発展」フォーラムが予定(国家知識産権戦略網 2023年6月27日)

=====

●ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 国家市場監督管理総局、「知的財産権の濫用によって競争を排除・制限する行為の禁止に関する規定」を公表★★★

中国国家市場監督総局(SAMR)が29日、改訂版「知的財産権の濫用によって競争を排除・制限する行為の禁止に関する規定」を発表した。この新規定は、8月1日から施行される予定である。

改訂規定は、知的財産権保護と公平競争の均衡を強調している。特に、知的財産権分野における独占禁止に焦点を絞り、公平な競争を保護し、イノベーションを推進するために、そのルールを強化する方向性を示している。

2015年に制定された既存の規定に対し、新たな規定では以下の三つの重点的な改善が行われている。

まず、「知的財産権の濫用によって競争を排除・制限する行為」の定義が拡大されている。

次に、知的財産権の行使を利用して独占行為を行う場合の認定基準が具体化されている。

最後に、知的財産権に関連する特殊な独占行為に対する規制が強化された。例えば、特許共同経営に関する規定を整備し、標準の策定と実施過程における独占行為に関する規制を強化した。

次の段階として、国家市場監督総局は新規定の施行を契機に、知的財産権保護と独占禁止活動を一体的に推進することで、公平な競争環境を維持する市場秩序を確実に保つことを目指すとしている。

(出典：国家市場監督総局公式サイト 2023年6月29日)

[https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2023/art\\_40a491351ced42b4a814bcf87bb4cb6b.html](https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2023/art_40a491351ced42b4a814bcf87bb4cb6b.html)

### ★★★2. 浙江省、データ知的財産権に関する全国初の規範的文書を制定 7月1日より施行★★★

浙江省市場監督管理局（省知識産権局）など11の部門が連携し、「浙江省データ知的財産権登録弁法」を制定した。これは全国で初めてのデータ知的財産権に関する規範的文書で、7月1日から施行される。

この「登録弁法」は、データ知的財産権登録の主体、客体、原則、手続き、登録証明書の効力、担当部門の職責などについて全面的に定めている。中国初のデータ知的財産権分野の規範的文書となり、データ基礎制度の整備に向けて浙江省が打ち出した重要な新施策の一つでもある。

具体的な内容として、権利帰属の明確化、イノベーション奨励、権利活用への支援、環境作りの推進、横断的共同ガバナンスなどが同「登録弁法」に盛り込まれている。

(出典：国家知識産権網 2023年6月21日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/6/21/art\\_55\\_185818.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/6/21/art_55_185818.html)

### ★★★3. 安徽省宿州市、特定の地理的表示製品の保護を定めた初の地方法規を発布★★★

安徽省宿州市の人民代表大会常務委員会は先日、「宿州市夾溝香稻米保護条例」が省第14回人民代表大会常務委員会の第2回会議で承認され、8月1日より施行される旨の公告を発表した。これは特定の地理的表示（GI）製品の保護を対象とした安徽省初の地方法規である。

この「条例」では、夾溝産の香り米（香稻米）に関するリソース保護、栽培、加工、販売、知的財産権保護などについて規定されている。具体的には、地方政府が香り米の保護と発展を経済社会開発計画に組み入れること、産業協会と企業が技術規範と管理規範に従って生産と管理を行うことが求められ、地理的表示証明商標の専用権保護に関する規定などが明確化されている。

「条例」の公表と施行により、夾溝産の香り米をめぐる地理的表示産業の発展に長期的な影響が及び、安徽省の地理的表示に対する行政保護と、経済・社会の高品質な発展を推進する上で役立つことが期待されている。

(出典：中国保護知識産権網 2023年6月20日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/ah/202306/1979235.html>

## ○ 中央政府の動き

## ★★★1. 中国とベトナムが知的財産権保護などの交流協力に関する覚書を締結★★★

6月26日、中国の李強國務院総理とベトナムのファム・ミン・チン首相の立会いのもと、中国国家市場監督管理総局の羅文局長とベトナム商工省のグエン・ホン・ジエン大臣が市場監視管理分野の交流と協力に関する了解覚書に調印した。

この覚書によると、中国国家市場監督管理総局とベトナム商工省は、市場監視管理に関する交流・協力メカニズムを確立する。双方は、知的財産権に関する法執行、消費者の権益保護、食品安全の監視管理について協力事業を展開する。公平な競争を保障する市場秩序と消費者の合法的権益の保護を共同で推進し、中越経済貿易関係の発展をさらに促進することに双方が努めていく。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2023年6月26日)

[https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2023/art\\_6d6a00aa05a341eb9243c02d3fb80946.html](https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2023/art_6d6a00aa05a341eb9243c02d3fb80946.html)

## ★★★2. 中国国家知識産権局とロシア特許庁が PPH 試行プログラムを延長★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）とロシア特許庁（Rospatent）は、特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを7月1日より無期限延長することを決定した。申請要件と手続きについては、引き続き現行の PPH ガイドラインに従うとしている。

CNIPA は 2011 年 11 月に初めての PPH 試行プログラムを開始し、これまでに 31 の国または地域の特許審査機関と PPH 協力関係を築いてきた。

今回の PPH 試行プログラムの延長により、両国の知的財産権分野における交流と協力が促進され、特許審査の迅速化や特許審査分野での協力強化が継続的に推進されることが期待されている。

(出典：国家知識産権網 2023年6月26日)

[http://www.cnipa.gov.cn/art/2023/6/26/art\\_53\\_185866.html](http://www.cnipa.gov.cn/art/2023/6/26/art_53_185866.html)

## ★★★3. 国家知識産権局、澳門住民による特許出願の優先審査プログラム7月1日より開始★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は、粤港澳グレーターベイエリアの発展促進に関する国の方針を徹底し、澳門住民の大陸部における知的財産権の保護を支援する取り組みの一環として、澳門住民による特許出願の優先審査に関する試行プログラムを7月1日より開始すると決定した。

7月1日以降、澳門特別行政区の住民、会社は CNIPA の広州代弁処と深セン代弁処を通じて優先審査の申請書類を提出することができる。所定要件に満たせば、その特許出願は優先的に審査されることになる。

具体的には、大陸部で実体審査の段階に入り、技術分野が「專利優先審査管理弁法」に定められており、申請分類番号が「戰略的新興産業分類と國際特許分類参照關係表（2021）」の範囲に属する特許出願が対象となる。

(出典：国家知識産権網 2023年6月25日)

[http://www.cnipa.gov.cn/art/2023/6/25/art\\_53\\_185864.html](http://www.cnipa.gov.cn/art/2023/6/25/art_53_185864.html)

**★★★4. 国家知識産権局申長雨局長が第16回五庁長官会合に出席★★★**

6月12日～15日に米国で開催された第16回五庁長官会合と一連の会議に、中国国家知識産権局（CNIPA）からは申長雨局長率いる代表団が出席した。

一連の会議には、持続可能なイノベーション対話会や、五庁長官・ユーザー会合などが含まれた。五庁長官は、これまでの協力プロジェクトの成果と次の段階の活動計画を承認し、今後の協力事業の重点項目について議論を交わした。また、持続可能な未来に向けた新たな五庁ビジョンについても合意した。

会議期間中、中国代表団は日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、世界知的所有権機関（WIPO）とそれぞれ会談を行い、共通の関心事について意見交換を行った。申局長は、中国政府は知的財産権を高く重視し、知的財産権保護を絶えず強化していることを強調し、知的財産権の分野における交流、協力を深めて、経済、科学技術、貿易の交流を促進し、ユーザーをより良くサポートし、イノベーションの発展を推進したと示した。

(出典：国家知識産権網 2023年6月22日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/6/22/art\\_53\\_185836.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/6/22/art_53_185836.html)

**★★★5. 国家市場監督管理総局、信用回復の新施策を打ち出す 自己改正を奨励★★★**

国家市場監督管理総局が「深刻な違法・信用喪失者リストと行政処罰公示情報に関する信用回復管理手順の規定（試行）」を公布した。事業主体の自己改正と信用再構築を奨励、支援し、良好なビジネス環境の形成を促進することを目指している。

この規定は信用回復管理作業の仕組みについて、法律と法規に基づくアプローチ、「認定者が回復を行う」原則に基づく職務分担の明確化、ガイドラインの作成や情報化の強化などによる効率と利便性の向上という3つの側面から定めている。

現在、同総局では既にこの規定に基づいて、事業主体からの信用回復申請を処理している。そして、公式サイトで信用回復ガイドラインと申請書、信用順守誓約書などの書式サンプルを掲載し、事業主体が信用回復の申請を行う際の指南を提供している。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2023年6月16日)

[https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2023/art\\_873c389f99204c0b8fc0f63f3385fc3b.html](https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2023/art_873c389f99204c0b8fc0f63f3385fc3b.html)

## ○ 地方政府の動き

## 【華東地域】

**★★★1. 上海、イノベーションとビジネス環境最適化を推進する「実施方案」を策定★★★**

6月20日、上海市政府新聞弁公室が「知的財産権の保護と一流のビジネス環境の構築」をテーマとした記者発表会を開催した。市知識産権局の芮文彪局長が出席し、上海市の知的財産権に関する取り組みについて説明した。

芮局長によると、上海市は「知的財産権分野の統合的なイノベーションを強化し、ビジネス環境を

持続的に最適化するための実施方案」を策定した。今後、国内のビジネス環境モデル都市になることを目指して上海市が進めている各活動への支援を視野に、「方案」に基づいて知的財産権分野の改革施策を徹底する方針である。

具体的には法治による知的財産権の保障、知的財産権保護体制の健全化、知的財産権サービス支援の最適化などが含まれている。

(出典：中国保護知識産権網 2023年6月20日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202306/1979240.html>

### ★★★2. 広州でバイオ医薬分野の特許転化マッチングイベントが開催★★★

バイオ医薬分野の特許転化正確マッチングイベントが先日、広州（国際）科学技術成果転化天河基地で開催された。広東省知的財産権保護センターが主催した。このイベントは、企業と大学、研究機関との協力強化、特許技術の産業団地への移転、中小企業の高品質な発展を支援することが狙いとされている。

イベントは、オンラインと現場で同時に開催された。暨南大学や広州医科大学などからのバイオ医薬分野の専門家が8つのマッチングプロジェクトについて、企業を対象にその特許技術を説明した。一部の技術で初期の協力プロジェクトが達成された。

広東省知的財産権保護センターは、今後、特許転化正確マッチングイベントを定期的で開催する方針である。大学や研究機関の眠る特許が蘇り、中小企業をエンパワメントし、より多くの成果取引が成約するよう促進することとしている。

(出典：中国知識産権资讯网 2023年6月26日)

[http://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=138241](http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=138241)

### ★★★3. 深センで国家級産業知的財産権運営センターが設立★★★

深セン市市場监督管理局（知識産権局）によると、中国国家知識産権局（CNIPA）は、北京理工大学深セン自動車研究院による新エネルギー車産業知的財産権運営センターの設立を正式に承認した。このセンターは、新エネルギー車の高品質な発展を支援するものであり、深セン市において承認された最初の国家レベルの産業知的財産権運営センターとなる。

同センターは、知識集約型産業である新エネルギー車産業に特化し、高度な人材と業界の優れたリソースを結集して、特色があり、運営能力も際立つ国際的に一流な総合的運営プラットフォームを構築することを目指している。具体的には「価値のある知的財産権の発掘」「高価値な知的財産権の創出」「知的財産権の価値実現」という3つの任務を中心に、ビッグデータを活用した知的財産権の評価・育成・転化・支援体制の整備に重点を置き、特許の分析や評価、早期リスク警報などのサービスを提供する。

北京理工大学深セン自動車研究院は、深セン市政府と坪山区政府の支援の下、大学が発起した非営利団体である。深セン市知識産権局は今後、新設の知的財産権運営センターの活動を支援し、知的財産権を優位に利用して推進される世界レベルの新エネルギー車産業クラスターの形成を後押しする

方針である。

(出典：中国保護知識産権網 2023年6月20日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/qt/202306/1979225.html>

#### ○ 司法関連の動き

#### ★★★1. 北京市検察院と知識産権局、知的財産保護強化の新たな作業ガイドラインを公表★★★

北京市検察院と市知識産権局は先日、「知的財産保護強化協同作業ガイドライン」を共同で公表した。

近年、北京市検察院と市知識産権局は、冬季オリンピックに関連する知的財産保護、技術調査官、特任検察官補佐、また悪意ある知的財産訴訟の法的制裁などの分野で協力体制を確立してきた。今回の「作業ガイドライン」の制定は、検察機関と知的財産管理部門との協力関係をさらに深化するための一環である。

同ガイドラインによれば、北京市検察院と知的財産管理部門は、中央政府及び北京市が策定する地域間共同開発戦略に沿って、京津冀（北京・天津・河北）地域を中心とした知的財産保護の地域協同体制を積極的に推進すべしとしている。そのために連携会議の設立、情報の共有、案件の移管、協力的事件処理、人材育成などの施策が具体的に示されている。さらに、先端科学技術領域および伝統文化領域での知的財産保護を強化し、北京の知的財産に対する国際的影響力を向上させることが求められている。

また、「作業ガイドライン」では、情報提供の双方向移送システムの確立、法律監督のデジタル化推進、専門家諮問データベースの共有深化なども明確に指示されている。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2023年6月22日)

[https://www.spp.gov.cn/spp/dfjcdt/202306/t20230620\\_618075.shtml](https://www.spp.gov.cn/spp/dfjcdt/202306/t20230620_618075.shtml)

#### ★★★2. 浙江省高級法院と国際商標協会が「ライブ配信における知財保護」シンポジウムを共催★★★

6月15日、浙江省高級人民法院の民事第三法廷と国際商標協会が杭州・蕭山で「ネットワークライブ配信における知的財産権保護」をテーマとしたシンポジウムを共催した。浙江省の裁判所の裁判官や国際商標協会の委員、専門家、政府職員、企業代表が出席し、議論を交わした。

近年、インターネット技術の急速な進展に伴い、ソーシャルネットワーキングの新たなインタラクティブ手段として登場したネットワークライブ配信は、経済の発展を促進し、産業の繁栄を促進してきたが、多くの知的財産権保護の問題も引き起こしている。

シンポジウムで、参加者は「ネットワークライブ配信における知的財産権保護」「ネットワークライブ配信プラットフォームの責任」「ネットワークライブ配信における知的財産権の共同保護」の3つの課題について、十分な議論を行い、難問を解析し、実践的な経験と方法を共有した。

さらに、ネットワークライブ配信産業の健全かつ規範的な発展を促進し、そして市場化、法治化、国際化を特徴とする一流のビジネス環境を構築するために、ネットワークライブ配信における知的

財産権の共同保護に関する具体的な対策提案も行われた。

(出典：中国保護知識産権網 2023 年 6 月 21 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dffy/202306/1979276.html>

### ★★★3. 上海高級人民法院、国際的な知的財産保護高地を目指す取り組みを紹介★★★

6 月 20 日、上海市高級人民法院（高等裁判所）副院長の王光賢氏が、上海市政府新聞発表会にて、市場の公正な競争を保障するための新たな施策を発表した。上海市が国際的な知的財産保護の高地を構築し、国際レベルのビジネス環境と効率的な司法サービスを提供するための一環である。

王副院長は、具体的な取り組みとして以下の四点を挙げた。まず知的財産保護制度の整備、次に知的財産侵害の罰則強化、さらに業務体制とメカニズムの革新、そして最後に世界知的所有権機関 (WIPO) 仲裁と調停センターとの協力強化である。

具体的な事例として、王副院長は浦東裁判所が審理した、アメリカのピラティス器具メーカー、バランスボディ社と中国国内企業の永康一恋運動器材有限公司との間で起きた商標権侵害訴訟を取り上げた。この訴訟は上海市初の懲罰的損害賠償が適用された知的財産権侵害事件となり、裁判所は原告であるバランスボディ社の請求した 300 万元（1 元は約 19.9 円）の賠償請求を全額認めた。

この判決は、上海市の知的財産権保護に対する新たな取り組みを象徴しており、法の適用における新たな方向性を打ち出していることを示している。今後、上海市はこれらの取り組みを通じて、公正な競争を維持し、知的財産権の保護を強化していく方針である。

(出典：中国保護知識産権網 2023 年 6 月 21 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/gd/202306/1979251.html>

## ○ ニセモノ、権利侵害問題

### 【中央政府】

#### ★★★1. 国家市場監督管理総局、営業秘密侵害関連の不正競争典型的事件 5 件を公表★★★

国家市場監督管理総局は、営業秘密保護を不正競争対策の重要な一部と位置付け、営業秘密の保護活動を高く重視し、ここ数年間で重点分野において法執行の特別行動を展開している。最近、同総局は営業秘密侵害に関連する典型的な不正競争事件 5 件を公表した。

これら 5 件の典型的な事件はそれぞれ、他者との共謀によるコア技術の無断開示、元雇用先の機密情報の無断使用、入札書類の重要な内容の漏洩、コンピュータ・ソフトウェアのソースコードの窃取、従業員の転職による営業秘密の漏洩に関連するものである。

国家市場監督管理総局は、過去数年間で重点分野における不正競争に関する法執行の特別行動を実施し、2018 年から 2022 年までの間に 5 万件以上の不正競争事件を摘発した。この中で、営業秘密侵害事件は 344 件含まれていた。

(出典：中国保護知識産権網 2023 年 6 月 28 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202306/1979398.html>



## 【華東地域】

## ★★★2. 広東省、知的財産権行政法執行の典型的事例を公表★★★

広東省市場监督管理局は、商標権侵害、著名なブランドの偽造、そして商標代理市場の秩序を混乱させるといった、知的財産権行政法違反で取り締まった具体的事例 8 件を公表した。

発表された 8 件のうち 6 件は他人の登録商標の専用権侵害に関するもので、さらに 1 件は商標代理市場を不正に混乱させる行為を行った知的財産権サービス機関に関連し、そして残る 1 件は著名な洋酒ブランドの偽造に関連している。これらの違反行為に関連した 4 つのケースでは、既に侵害者に対して犯罪の疑いが持たれ、公安機関に移送されている。

具体的な事例としては、今年 5 月に広東省清遠市の市場监督管理局が清遠市公安局と協働し、靴製造工場に突然検査を行ったケースが挙げられている。その結果、「LV」の商標が印刷された製品の靴、靴底、靴下など合計 1.76 万件と、「LV」「LOUIS VUITTON」の商標マーク 1.55 万個が押収された。これら全ては登録商標の専用権を侵害する偽造品であり、商品の価値は合計で 1154.81 万元（1 元は約 19.9 円）に上る。この事件については 5 月 23 日に公安機関が立件し、現在犯罪捜査が進行中である。

広東省市場监督管理局はこの公表を通じて、商標侵害や偽造品問題に対する厳しい対応を示すとともに、公正な市場秩序の維持に努めることを表明している。

(出典：中国知識産権资讯网 2023 年 6 月 29 日)

[http://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=138251](http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=138251)

## ○ 中国企業のイノベーションと知財動向

## ★★★1. 「中国デジタルヒューマン知的財産権証拠保全プラットフォーム」が正式に稼働★★★

6 月 17 日、国家知識産権局（CNIPA）知識産権出版社と中華商標総会共催の次世代人工知能テーマ大会において、「中国デジタルヒューマン知的財産権証拠保全プラットフォーム」の正式稼働が発表された。

このプラットフォームは、知識産権出版社の完全子会社である中知智恵科技会社が、繁星超越、太一集団などの業界トップ企業と共同で立ち上げたものであり、デジタルヒューマンという新型の知的財産権形態の証明、保護、利用、流通などの課題を一括して解決する総合的サービスプラットフォームを目指している。知的財産の証明、デジタル著作権の保護、デジタル身分の管理を統合しており、モデル革新の意義と実用的価値が大きいとされている。

デジタルヒューマンは、ブロックチェーンやメタバース、XR、大規模 AI モデルなどの技術が急速に進化する中で、ソーシャルメディア、EC プラットフォーム、ライブ配信、エンターテインメントプラットフォームなどで益々活躍するようになってきた。各種組織、事業者、アーティスト、さらには一般の人々までが自身のデジタルヒューマンを作り、コンテンツの提供や商品紹介、カスタマーサービスなどの役割を担っている。

一方、デジタルヒューマン産業は所有権の不透明性、証拠取得の困難さ、権利侵害や盗用などの深刻な問題に直面している。「中国デジタルヒューマン知的財産権証拠保全プラットフォーム」は、こ

うした課題の解決を目指して立ち上げられた。

このプラットフォームは、信頼性のある証明、権利保護、起源の追跡、オープンライセンスといった6つの主要な機能をユーザーに提供し、効率的でスマートなサービス体験を実現する。さらに、権利者に対しては、譲渡・許諾、ビジネスマッチング、利用シーンの拡大などのサービスを提供し、デジタルヒューマンの価値をより一層高めることが期待されている。

(出典：中国保護知識産権網 2023年6月20日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/qt/202306/1979226.html>

### ★★★2. 中国インターネット協会、「高価値特許評価方法」団体規格を公表★★★

6月13日、中国インターネット協会が5つの団体規格を承認し、公表した。その中には、情報通信分野における高価値特許の評価基準を確立した「高価値特許評価方法」が含まれている。

この「高価値特許評価方法」では、承認された特許の価値を評価し、ランク付けするための評価指標や評価の根拠が定められている。法律、技術、市場といった様々な視点から、文書作成の質、権利の安定性、保護可能性、技術の重要性、運用成果の価値などの指標を用いて評価が行われる。詳細な評価方法を提案したもので、企業の技術力を評価する上の参考になることが期待されている。

博泰車聯網や中国情報通信研究院、中国移动通信集团有限公司など、業界内の多くの企業、研究機関が団体規格の策定に参加した。

(出典：中国知識産権资讯网 2023年6月19日)

[http://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=138225](http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=138225)

## ○ 統計関連

### ★★★1. 国家知識産権局、「デジタル経済核心産業専利統計分析報告書 2023」を公表★★★

中国国家知識産権局(CNIPA)戦略企画部は最近、「デジタル経済核心産業専利統計分析報告書(2023)」を公表した。この報告は、中国のデジタル経済核心産業(デジタル製品製造業、デジタル製品サービス業、デジタル技術応用業、デジタル要素駆動業)における特許の状況と動向を詳細に示すものである。

報告によれば、2016年から2022年までの期間、中国のデジタル経済核心産業の特許授権量は年平均で18.1%増加し、同期間の全国の特許授権量の年平均増加率の1.5倍を記録した。2022年には、デジタル経済核心産業の特許授権量は33万5000件を達成し、国内の特許授権総件数の41.9%を占めた。このうち、中国国内からの授権量は全体の88.4%を占め、海外からの授権量は11.6%となった。

しかしながら、報告書は同時に、中国のデジタル産業における革新能力が先進国に比べて不足していると指摘している。近年、海外企業が中国におけるデジタル経済分野での特許配置を強化しており、特に半導体、通信システム機器、光電子器具などの産業が海外企業の特許配置強化の焦点となっており、これが今後、中国の関連領域での核心技術の突破を制約する可能性があるとして指摘されている。

(出典：中国知識産権资讯网 2023年6月21日)

[http://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=138231](http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=138231)

## ○ その他知財関連

## ★★★1. グローバルデジタル経済大会で「知財とデジタル経済発展」フォーラムが予定★★★

北京市人民政府と国家発展・改革委員会、工業・情報化部、商務部などが共同で主催する 2023 グローバルデジタル経済大会が 7 月 4 日から 7 日にかけて北京で開催される。開催期間中の 7 月 6 日に国家会議センターで「知的財産権とデジタル経済発展」フォーラムが行われる。

このフォーラムは北京市知識産権局、北京市高級人民法院、中国人民大学法学院が運営を担当している。政府、司法機関、国際組織、研究機関、企業からのゲストが演説を行い、デジタル経済と知的財産権の共同発展、デジタル経済の発展がもたらす課題、および知的財産権によるデジタル経済のエンパワーメントなどを巡って議論を交わす予定である。

北京市は、デジタル知的財産権活動のパイロット都市に指定されている。昨年 11 月に「北京市デジタル経済促進条例」、今年 5 月に「北京市データ知的財産権登録管理弁法」を發布したなど、デジタル知的財産権の保護活動で豊かな成果を上げている。

(出典：国家知識産権戦略網 2023 年 6 月 27 日)

<http://www.nipso.cn/onewsn.asp?id=54482>

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

[https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

[https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn\\_beijing/mail.html](https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html)

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : [pcb-ip@jetro.go.jp](mailto:pcb-ip@jetro.go.jp)

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、

提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved